

議題 6

議案第27号

平成28年5月27日提出

平成29年度使用広島市立小・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書採択の基本方針について

このことについて、次のとおり定める。

平成29年度使用広島市立小・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書採択の基本方針について

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

- (1) 内容の特徴・程度
- (2) 内容の構成・配列・分量
- (3) 内容の表現・表記
- (4) 印刷・製本の状態

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

新旧対照表（教科用図書採択の基本方針）

平成28年度使用	平成29年度使用
<p>平成28年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針</p> <p>1 教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、<u>公正かつ適正な採択を行う。</u></p> <p>2 <u>本市の児童生徒や地域の実態等を考慮し、本市学校教育の実情に即する採択を行う。</u></p> <p>3 採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。</p>	<p>平成29年度使用広島市立小・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書採択の基本方針</p> <p>1 採択の基本 教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、<u>児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択する。</u> その際、次の観点に基づいて、<u>県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 内容の特徴・程度 (2) 内容の構成・配列・分量 (3) 内容の表現・表記 (4) 印刷・製本の状態</p> <p>2 <u>適正かつ公正な採択の確保</u> 採択権者の権限と責任において、<u>適正かつ公正な採択を行う。</u> 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。</p> <p>3 <u>開かれた採択の推進</u> 採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。</p>

広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における
学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択の手順

